

平成24年度ユニバーサル社会に対応した 歩行者移動支援に関する現地事業の実施箇所募集要領

1. 事業の目的

少子高齢化社会に向けて、ICT(Information and Communication Technology:情報通信技術)等を利用し、高齢者、障がい者をはじめ、誰もが必要に応じ、移動に関する情報を入手し、積極的に活動できるバリアフリー環境の構築をソフト施策の面から推進することが不可欠です。

「ユニバーサル社会に対応した歩行者移動支援に関する現地事業」(以下、「本事業」という)は、これまで実施してきた「モビリティサポートモデル事業」^(※2)等の成果を踏まえ、歩行者移動支援システム(参考資料)による本格的なサービス展開に向け、多様な位置特定技術や歩行空間ネットワークデータを利用し、歩行者移動支援システムを現地で適用し、継続的なサービスを前提としたビジネスモデルの構築を含めた一連の取組を行い、昨年度までの成果を利用して作成した「歩行者移動支援サービスの導入に関するガイドライン(案)」^(※2)の充実を図ることを目的として行うものです。

(※1) モビリティサポートモデル事業については、以下の URL を参照ください。

http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/soukou/seisakutokatsu_soukou_tk_000025.html

(※2) 歩行者移動支援サービスの導入に関するガイドライン(案)

<http://www.mlit.go.jp/common/000205501.pdf>

2. 事業の概要

(1) 対象者

都道府県又は市区町村(以下、「市区町村等」という。)を構成員に含む協議会(以下、「協議会」という。)

(2) 事業概要

本事業は、歩行者移動支援システムによる本格的なサービス展開に向け、歩行空間ネットワークデータ^(※3)を作成し、バリア情報やバリアフリー情報を提供するコンテンツを作成し、それらと多様な位置特定技術を利用した歩行者移動支援サービス^(※4)を構築・運用し、継続的にサービス提供を行う運用体制やビジネスモデルを構築し、サービス提供の効果を把握する取組を行うものです。

なお、本事業の実施箇所は、今回提出いただく提案書から、有識者の助言・意見を踏まえ、選定させていただきます。

(※3) 歩行空間ネットワークデータ：段差や幅員などのバリア情報を含んだ歩行経路の状況を表すデータです。データ項目や作成例等については、以下の URL を参照ください。

(http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/soukou/seisakutokatsu_soukou_tk_000026.html)

(※4) 歩行者移動支援サービス：①現在位置案内、②施設情報提供、③経路探索、④移動案内、⑤注意喚起、⑥緊急情報提供の機能のうち1つ以上を利用し、移動制約者の特性を考慮したバリア情報の提供やバリアフリー経路案内等の移動を支援するサービスです。これまで国土交通省の事業として行ってきた事例集を以下のURLに掲載しておりますので参照ください。

(http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/soukou/seisakutokatsu_soukou_tk_000031.html)

(3) 事業規模

平成24年度の全体事業費約37百万円の範囲内で概ね5件程度の実施を予定しています。

(4) 事業実施期間

本事業の実施期間は、平成25年3月までです。

(5) 事業実施の範囲

本事業は、事業実施準備、広報周知、サービス提供の取組及び各種調査を対象とします。

なお、次年度以降のサービス提供するための運営は本事業の対象外です。

3. 募集について

応募にあたっては、別添の様式に従い以下の内容を記述して下さい。

(1) 提案書の記述内容

1) 応募者等

協議会の名称や構成機関、事業の対象地域を記述します。なお、応募は以下の応募資格を有する協議会のみとなります。

【応募資格】

- ①地域の様々な主体との連携・協力を確保するための実施体制を構築すること。
- ②協議会に参画する市区町村等が明らかであること。

なお、応募段階で協議会が設置されていない場合は、参画予定の市区町村等により応募ができます。ただし、選定後、事業開始までに協議会の設置を行うことになります。

2) 実施テーマ

移動制約者^(※5)の移動の面で地域が抱える課題に対し、歩行者移動支援サービスを利用して実現する目標を記述します。

なお、歩行者移動支援サービスは、バリア情報以外の情報とも組み合わせることで、以下をはじめ様々なサービスが考えられます。

【サービス提供例】

- ・坂や段差が多い地域を訪れる高齢な観光客の移動を円滑にするための情報提供

・公共交通（LRT）の運行情報と連携させた歩行者移動支援サービスの提供
(※5)移動制約者とは、「高齢者、障害者等の円滑化の促進に関する法律」第2条第一号に定める高齢者、障害者等(高齢者又は障害者で日常生活又は社会生活に身体の機能上の制約を受けるものその他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者をいう。)のほか、初めてその場所を訪れる者、外国人、乳幼児連れ等が含まれます。

3) 対象地域における課題とニーズ

対象地域の課題やニーズを具体的に記述し、それに対して歩行者移動支援サービスが有益な手段と想定される理由について記述します。

4) 取組内容

対象地域の課題やニーズを踏まえ、実施テーマに対する本事業の目的・役割、主な対象者について記述します。また、歩行者移動支援サービスとして提供するサービスの内容やそのためのシステムについて記述します。

5) 達成目標

本事業による数値目標及びその把握方法、達成時期について記述します。

6) 継続的なサービス提供に向けたビジネスモデルや運用体制

本事業終了後も継続してサービス提供を行うための運用方針、維持更新も含めた運用体制、運用にかかる支出項目やそのための費用調達方法等のビジネスモデルについて記述します。

7) 概算費用

本事業にかかる概算費用について記述します。位置特定インフラの購入・設置（一時的にリースやレンタルする場合は除く）は想定してませんが、全体の概算費用を把握するため記述が必要です。

8) 本事業に関連して実施する事業

本事業に関連して行う事業がある場合には、事業名、概算費用、事業内容を記述します。

（2）応募書類の提出について

1) 受付期間

応募書類の提出締切は、平成24年4月13日（金）（17：00必着）まで

2) 提出書類

- ①応募申請書及び提案書(別添様式) 1部
- ②①の電子データ (word) 1部

3) 提出方法

上記の提出書類を一つの封筒に収め、3.(7)「問合せ及び提出先」へお持ちいただき、又は郵送等（宅配便、バイク便等を含む）により提出してください。封筒には、「平成24年度ユニバーサル社会に対応した歩行者移動支援に関する現地事業 応募書類在中」と赤字で明記願います。

郵送等の過程において、何らかの事情により応募書類が未着となった場合の責任は一切負いかねますので、あらかじめご了承ください。郵送等の場合は、簡易書留扱いにする等、発送と到着の確認ができる方法での送付を推奨します。

4) 受付通知書

応募書類の受領後、郵送により「受付通知書」を発送いたします。応募書類の提出後1週間を経過しても「受付通知書」が届かない場合には、3.(7)「問合せ及び提出先」にご連絡ください。

なお、受付通知書を発送した場合であっても、応募書類に不備等があるときは、審査されないことがあります。

5) その他

提出された応募書類は返却しませんので、必ず写し等を手元に保管しておいてください。また、応募申込及び選定の過程における応募書類・追加資料の作成・提出等に要する費用は、応募者の負担とします。

(3) 選定方法

提出された提案書については、有識者を構成員とする「モビリティサポート有識者委員会」（以下、「有識者委員会」という。）^(※6)からの助言・意見を踏まえ、以下の「選定に必須の条件」を確認し、「選定を優位に評価する要件」を考慮の上、総合的に評価を行います。

(※6) モビリティサポート有識者委員会については、以下のURLを参照ください。

(http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/soukou/seisakutokatsu_soukou_tk_000030.html)

【選定に必須の条件】

- ①移動制約者の移動の面で地域が抱える課題に対し、歩行者移動支援サービスを利用して解決を図る取組であること。
- ②歩行者移動支援システムの各構成要素を利用してサービス提供を行う取組であること。
- ③本事業終了後も継続的にサービス提供することを想定し、歩行者移動支援サービスの維持更新も含めた運用体制やビジネスモデルを構築し、実施すること。

【選定を優位に評価する要件】

- ①対象地域における地域の課題の観点から、歩行者移動支援サービスが有益な手段として想定されるか。

- ②取組内容について、移動制約者の移動の観点から、位置特定技術や歩行空間ネットワークデータを有効に利用したサービスを提案しているか。
- ③取組内容について、継続的なサービス提供の観点から優れた提案をしているか。
- ④取組内容について、他地域への普及の容易性の観点から優れた提案をしているか。
- ⑤達成目標について、具体的な数値目標、把握方法及び達成時期を提案しているか。
- ⑥継続的なサービス提供に向けた運用体制やビジネスモデルについて、現実的かつ具体的な運用体制やビジネスモデルを提案しているか。

(4) 問合せ及び提出先

国土交通省政策統括官付参事官室

郵便番号：100-8918

住 所： 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎2号館12階

電 話：03-5253-8794

4. その他

(1) 事業の実施方法

国土交通省は、本募集要領に基づき提出された提案書から本事業の実施箇所を選定した後、提案書を提出した協議会と緊密に連携して本事業を行う者（以下、「実施者」という。）を実施箇所毎に企画競争^(※7)により選定し、実施者と請負契約を締結します。

なお、協議会は実施者を通じて現地事業に携わって頂きます。

^(※7)：企画競争に参加するためには、平成22・23・24年度国土交通省本省競争参加資格（全省統一資格）「役務の提供等」が必要となります。なお、平成22・23・24年度国土交通省本省競争参加資格（全省統一資格）については、統一資格審査申請・調達情報検索サイトを参照ください。（<http://www.chotatu.joho.go.jp/va/com/ShikakuTop.html>）

(2) スケジュール

本事業の実施スケジュールは、概ね以下のとおりと想定しています。ただし、諸事情により、変更することがあります。なお、別途、事業実施中に事業の進捗状況等について報告を求めることがあります。

平成24年	4月13日	募集締切
	4月中旬	有識者委員会の助言を参考に実施箇所・実施テーマを決定
	5月中旬	実施者の募集の公示（企画競争）
	6月上旬	実施者の選定
	7月上旬	実施者との請負契約
	7月下旬～	事業の実施
平成25年	3月上旬	成果報告

參考資料